

閉庁時（土日祝等）に届出する場合は、事前に市民課職員から記入内容の確認を受けてください。不備がある場合は、再来庁が必要です。

届出時点で住民登録をしている住所を記入してください。離婚届では住所変更（転居・転出・世帯分離）ができません。別途お手続きが必要です。

裁判所が関与しない離婚は「協議離婚」になります。協議離婚は証人2人必要です。

婚姻したときに氏を変えた方は原則離婚により従前の氏にもどります。いずれかに☑を入れ、本籍(※1)と筆頭者の氏名(※2)を記入してください。

離婚後も、婚姻中の氏を引き続き称したい場合は、この欄を記入せず別紙「離婚の際に称していた氏を称する届」を提出してください。

※1
本籍は、日本の領土内の実在する場所であればどこでもおくことができます。閉庁時に届出する場合は、必ず事前にご確認ください。

※2
婚姻直前の戸籍が除籍になっている場合は、もとの戸籍に戻ることができないため、新しい戸籍をつくることになります。その場合、筆頭者はご本人になります。

未成年の子がいるときに記入します。
 ・共同親権の場合
 父母双方が親権を行う子欄に子の氏名を記入します。
 ・単独親権の場合
 親権を行う方のみに子の氏名を記入します。

【提出時の取り決め事項】

- ① 婚姻時に氏を変えた方の届出後の氏について→婚姻中の氏を使用したい場合は別紙が必要！
- ② 未成年の子がいる場合は親権者について→共同親権？単独親権？
- ③ 親権者の取り決めについて、両者の合意であることを示す父母双方のチェックがあるか確認！（チェックがないと受理できません）

見本

夫、妻ご本人が自署してください。

協議離婚の場合、証人は2人必要です。成人の方であればあなたでも結構です。必ずご本人に記入してもらいましょう。

面会交流、養育費などについて、いずれかに必ずチェックをお願いします。

必ず日中連絡がつく連絡先を記入してください。

【！重要！】
 未成年の子がいる場合は、親権者の取り決めについて、合意の上での決定であることを示す父母双方のチェックが必要です。

【親権に関するルールの見直し】
 令和8年4月1日より、民法の一部が改正されました。これまで、離婚後は父母の一方のみを親権者として定めなければなりませんでした。この改正により単独親権に加えて共同親権の選択が可能になりました。